

令和 7 年 4 月 2 8 日

入札参加資格停止措置について

1. 資格停止措置業者名：株式会社東海ポリエチ工業所

2. 資格停止措置期間：令和 7 年 4 月 2 8 日～令和 7 年 5 月 2 7 日（1 ヶ月）

3. 事実概要：

令和 7 年 1 月 7 日に契約締結した「指定ごみ袋製造保管等業務委託（長期継続契約）」における指定ごみ袋の製造業務について、令和 7 年 3 月 2 1 日までに全発注量を製造し保管する仕様であったところ、期日までに全数量を製造できる能力が無いことが判明、契約内容に違反しているため、協議することとなった。

4. 資格停止措置：

当該業者の上記案件に係る行為は、「笠松町競争入札参加資格停止措置要領」（平成 1 2 年訓令乙第 2 号）別表第 1 第 4 号（契約違反）に該当するため、1 ヶ月の資格停止を行うものである。

資格停止措置業者及び停止期間

資格停止業者（笠松町登録）	本社所在地	資格停止の期間
株式会社東海ポリエチ工業所 （資格者番号：4 0 5 0 3 8）	岐阜県羽島郡岐南町野中 7 丁目 1 2 9 番地	令和 7 年 4 月 2 8 日から 令和 7 年 5 月 2 7 日まで （1 ヶ月）